

民事裁判

(※) 認定司法書士は140万円(紛争の目的の価額)以内の損害賠償の請求などを、裁判上(簡易裁判所における民事訴訟や調停など)で、あなたを代理します。



示談交渉

(※) 認定司法書士は裁判外の示談や和解交渉など、上記(民事裁判)と同じ範囲であなたを代理します。



告訴・告発

司法書士は検察庁(告訴・告発状等)・裁判所(訴状・答弁書等)に提出する書類を、あなたのために作成します。



悩んでいるあなたのためにこんな支援ができます。

全国司法書士会一覧表

札幌会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐園会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京会	160-0003	新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 2F	03-3353-9191
神奈川会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県会	422-8062	静岡市駿河区福川 1-1-1	054-289-3700
山梨県会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県会	380-0872	長野市裏科 399	026-232-7492
新潟県会	951-8063	新潟市中央区古町通十三番町 5160	025-228-1589
愛知県会	456-0018	名古屋熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県会	910-0019	福井市春山 1-1-14 福井新聞さくら通りビル 2階	0776-30-0001
石川県会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3F	076-431-9332
大阪会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都府会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1	075-241-2666
兵庫県会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県会	630-8335	奈良市西本辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F	077-525-1093
和歌山県会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
広島県会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県会	700-0816	岡山市北区雷田町 2-9-8	086-226-0470
鳥取県会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県会	770-0808	徳島市南前川町 4-4-1	088-622-1865
高知県会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル 8F	095-823-4777
大分県会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県会	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F	099-256-0335
宮崎県会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 3F
TEL:03-3359-4171 FAX:03-3359-4175



犯罪被害にあわれた方へ

犯罪被害にあわれた方、一人で悩まないで
最寄りの司法書士にご相談下さい。

日本司法書士会連合会

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

Q&A



◆民事裁判 (具体例)

- Q1** 窃盗や横領、器物損壊、違法な高金利の収奪(ヤミ金融)などによって財産的な被害を受けましたがどうしたらよいですか。
- A1** 財産的な損害の回復のために、奪われた物の返還やこれにかわる損害賠償を請求することができます。
- Q2** 暴行や傷害あるいは性的犯罪などによって精神的な苦痛を受けましたがどうしたらよいですか。
- A2** 精神的な苦痛を補う慰謝料を請求することができます。また、治療費などの負担をした場合には併せて損害賠償を請求することができます。
- Q3** 判決で損害賠償等の支払いを命じられても、判決にしたがって加害者が支払ってくれるかどうか不安です。
- A3** 最終的には強制執行によって加害者の財産を差押さえることができますが、必要があれば事前に加害者の財産を保全(仮差押・仮処分等)することができます。

◆示談交渉 (具体例)

- Q1** 被告人の弁護士から示談をしたいと持ちかけられましたが、どのように対処したらよいですか。
- A1** ご本人で交渉することが難しいときには、(*)認定司法書士が被害者の方々の気持ちにも配慮して、被害者にかわって弁償額などを交渉することができます。
- Q2** 示談したら別に民事裁判をしなくても大丈夫なのでしょうか。
- A2** 裁判外で成立した示談や和解は、被害者と被告人の双方が継続中の刑事裁判の公判の中で、調書への記載を申し出ることができます。これにより、民事裁判の確定判決と同様の効力を持たせることができますので、新たに民事裁判を行う必要はありません。

◆検察庁・裁判所に提出する書類の作成 (具体例)

- Q1** 犯人を刑事裁判にかけたいのですがどのようにしたらよいですか。
- A1** 警察に被害届を出す方法もありますが、捜査機関に告訴状・告発状を出して捜査を始めてもらうことができます。その際には、司法書士がこれらの書類の作成をお手伝いします。
- Q2** 自分で民事賠償を請求することはできますか。
- A2** 裁判所に民事裁判を提起したり、一定の刑事裁判において損害賠償命令の申し立てをしたりすることができます。その際には、司法書士が訴状や準備書面、申立書などの作成を通じて、本人訴訟を支援します。

※認定司法書士とは…… 法務大臣から認定を受けた司法書士で、紛争の価額が140万円以下の事件について、簡易裁判所における民事訴訟や民事調停の代理人となったり、裁判外で和解交渉に当たります。また、法律相談を受けて紛争解決への助言をします。